

平成31年労第4号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年頃にA所在のB会社B（以下「会社」という。）の前身であるC会社Cに雇用された。その後、○年○月に同社が解散したため、会社に雇用されるに至り、○年○月○日に会社の代表取締役役に就任し、○年○月○日に辞任するまでその職にあった。
- 2 請求人は、○年○月○日、脳出血（以下「本件疾病」という。）を発症し、D医療機関にて保存的加療をされ、同年○月○日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 会社の代表取締役の選任手続について

ア 請求人は、代表取締役としての選任手続に瑕疵があり、請求人は形式的にも会社の代表取締役とはいえないと主張する。

イ この点、会社の臨時株主総会は、当該総会の議事録によると、○年○月○日に全株主の出席により適法に成立していると認められる。そして、議題「取締役の選任の件」について、議長に一任する旨の発言があり、当該発言について全株主が異議無く賛成するとともに、議長は請求人を取締役に指名したところ、全株主が一致して賛成したと記録されている。同議事録は会社法施行規則第72条の定めに基づいて作成されたものであって、何らかの瑕疵があるような事情は認められない。そうすると、請求人が当該株主総会に出席したか否かにかかわらず、請求人は○年○月○日に会社の取締役に選任されたことが明らかである。

ウ 次に、請求人の代表取締役選任の経過についてみると、請求人は、上記の株主総会の前にEから会社の代表取締役への就任を打診され、代表取締役への就任をあらかじめ承諾していたこと、代表取締役への就任の手続は全てEに任せたこと、その手続に必要な請求人の実印と印鑑証明書をEに渡していたこと、請求人は代表取締役への就任登記がされた後、その登記がされたことについての異議を一切述べてはいないことなどが認められる。

エ そして、会社は、定款に取締役会を置く旨の定めはなく、その旨の登記もされていないことから、取締役会非設置会社であることに加え、会社定款第25条第1項には、代表取締役を取締役の互選によって定めると定められているところ、上記の諸事情により、請求人が取締役であるFとの互選により代表取締役に就任することを承諾したことが認められることを総合して考察すれば（会社法349条3項）、請求人は会社の代表取締役として有効に選

任されたものということができる。

(2) 代表取締役の労働者性について

ア 労災保険法には労働者に関する規定はないものの、労働基準法第9条に規定する労働者と同義であると解されるどころ、同条には、労働者について、「事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定されている。

また、同条所定の「事業に使用される者で賃金を支払われる者」とは、法人の業務執行権を有していない者で、使用者から指揮命令を受けて働き、その労働の対価として賃金を支払われる者をいうと解される。そこで、以下検討する。

イ 会社は、株式会社であり、代表取締役は会社の業務執行権を有しているところ（会社法第348条及び第349条）、会社定款第○条第○項・第○条第○項において、社長である代表取締役については、「会社の業務を統轄」して業務の執行に当たると定められていることに照らせば、代表取締役であった請求人は、会社の業務全般にわたり業務執行権を有していたものと認められる。

ウ 請求人は、会社の代表取締役に就任後も就任前と同様の業務を行っていた実態を踏まえて労働者性を判断すべきであると主張するが、既に説示したとおり、請求人は会社の代表取締役として有効に選任され、会社の業務全般にわたる業務執行権を有して、その業務を統括する地位にあった以上、使用者から指揮命令を受けて働く労働者には当たらないから、請求人の上記主張は、その前提において失当というべきである。

エ このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(3) したがって、請求人が労災保険法上の労働者に該当しないことは明らかであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。